

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：マラウイ国水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生計画策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：マラウイ国水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生計画  
策定プロジェクト

調達管理番号：24a00917

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月29日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マラウイ国水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生計画策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。  
(全費目不課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2028年4月

当方では分割は想定していませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後27ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

## (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)
- 3) 2027年度(2028年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ 水資源第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 2月 4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 2月 4日 12時まで
3	質問への回答	2025年 2月 7日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 2月 21日 12時まで
5	プレゼンテーション	2025年 2月 26日 14時～(予定)
6	評価結果の通知日	2025年 3月 5日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JdbFzDnLEJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

## (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合)

のみ)

3) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	優先プロジェクトの選定におけるクライテリア案	第3条2.（3）優先プロジェクトの実施促進
2	本事業で策定するガイドラインがマラウイ国内で承認され実際に活用されるための方策案	第3条2.（5）策定するガイドラインの承認および活用の促進
3	住民への衛生啓発に関する効果的かつ持続的な取り組み案	第3条2.（8）住民への啓発活動に関する検討
4	マラウイ国の水・衛生に関する、人間の	第3条2.（12）人間の安全保

<p>安全保障の視点に立った「脅威」と「ダウンサイドリスク」の分析</p>	<p>障の視点を取り入れた計画</p>
---------------------------------------	---------------------

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年9月下旬～10月上旬
- ・ RD署名：2024年12月18日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）マルチセクター連携

本事業は感染症や洪水といった要素を含むため水分野以外にも保健や防災、教育等、様々なセクターの関与が不可欠である。ガイドライン策定においては、関連セクターの既存の計画や取り組み、体制等を調査し、それらと整合・連携を図ることでガイドラインの活用の円滑化および本事業の成果の最大化を目指す。また、パイロット事業の実施においては、各県庁に組織されている各セクターの技官から成る Technical Team を C/P とすることとしており、彼らの既存の体制や取り組みを活かした効率的かつ効果的な介入を実施する。

##### （2）地域の特性を考慮した事業の実施

災害の発生・被害状況や水・衛生に関する課題とその要因となる事柄は、地域によって異なる。このため現況調査においては各地域特有の要素（水利用実態、生

活習慣、経済活動、文化的背景、地形的特徴等)にも注意を払うとともに、事業の計画及び実施においては、各地域の課題解決に対する最適な介入を検討する。

### (3) 優先プロジェクトの実施促進

本事業ではマラウイ国中部および南部地域の約20の県／都市において現況調査を実施し、その結果をふまえ、ハード・ソフト両面において水・衛生改善に対する介入の優先度が高いサイトを抽出し、優先プロジェクトリストを作成する。この中から3～5サイト程度を抽出しパイロット事業を実施し、このパイロット事業から得られた教訓や留意点をふまえて優先プロジェクトリストを更新するとともに優先プロジェクトの実施計画を策定する。

優先プロジェクトは将来的にJICAおよび他の開発パートナーによる実施を想定するものであるため、より多くの資金動員を図るため、優先プロジェクトリスト及び実施計画の作成段階からセクターワーキンググループ(現地におけるドナー会合)等の場を利用して他の援助機関に情報共有し意見を求めるとともに、NGO団体や民間企業、個人投資家等に対しても周知を図ることとする。<sup>2</sup>

### (4) パイロット事業実施サイトの選定

作成した優先プロジェクトリストの中から3～5つをパイロット事業実施サイトとして選定する予定である。選定にあたっては、過去の水系感染症や洪水の発生による被害状況(被害者数や損失金額等)、現在の災害時の避難オペレーション、既存の水・衛生施設の状況、関連政策の実施状況、他の支援機関の活動状況、活動成果の他地域展開の容易さ等、多面的な観点で選定する。

### (5) パイロット事業の実施を通じた水・衛生改善に関する教訓及び留意点の抽出

本事業では「水系感染症および洪水に対し強靱な水・衛生施設および水・衛生サービスに係るガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)の策定を目指す。ガイドラインには水・衛生施設の計画、設計、施工、運営・維持管理、衛生改善活動等の手法を取りまとめることを想定しているが、このために必要な情報や教訓、留意点等を得るため、本事業の活動の一部としてパイロット事業を実施する。パイロット事業では以下の取り組みが想定されるが、本事業開始後に行う現況調査を通して具体的なパイロット事業の内容を検討する。

---

<sup>2</sup> 優先プロジェクトリストの作成におけるクライテリアについて、詳細計画策定調査報告書に示される感染症や洪水による被害・対策状況をふまえ、現実的かつ効果的な支援が行えるようなクライテリアを検討し、プロポーザルで提案してください。

#### ＜パイロット事業における取組の例＞

- 施設整備：学校や保健施設、マーケットセンター等の人が集まる場所における、雨水利用設備、小型のろ過設備、管路給水施設、トイレ等の設置、改善および補修。また、これらの施設の維持管理も試行する。
- 自治体や水道事業体、民間セクターに対する、水・衛生施設に係る維持管理や修繕および災害時の対処等に関する研修の実施。
- コミュニティに対する衛生啓発の実施。

#### （6）策定するガイドラインの承認および活用の促進

パイロット事業は限られた地域のみを対象とする一方、ガイドラインはマラウイ国全域に適用可能なものとする。このため、策定されたガイドラインがマラウイ国政府によって承認されるよう支援するとともに、マラウイ国内での広報を図り具体的な活用方法について検討する<sup>3</sup>。

図1にマラウイ国の防災政策に係る枠組みを示す。水・衛生分野の災害対策の計画・実施は Technical Sub-Committee（TSC）内の水・衛生（Water and Sanitation）部会が担っており、この部会のタスクを補完する形で本事業を実施することで、事業成果の全国展開を図ることができると考えられる。このため本事業の実施においては防災政策に関与する関係機関と調整、連携を図ることとする。

---

<sup>3</sup> 本事業で策定するガイドラインがマラウイ国内で承認され実際に活用されるための効果的な方策（政府による承認を早く得るためのサポートや、活用促進のための広報活動など）の具体的な案を、プロポーザルで提案してください。

なお、ガイドラインの内容は本事業における調査・活動の結果をふまえて検討するが、イメージとして詳細計画策定調査の協議ミニッツに添付されている目次案を参照のこと。

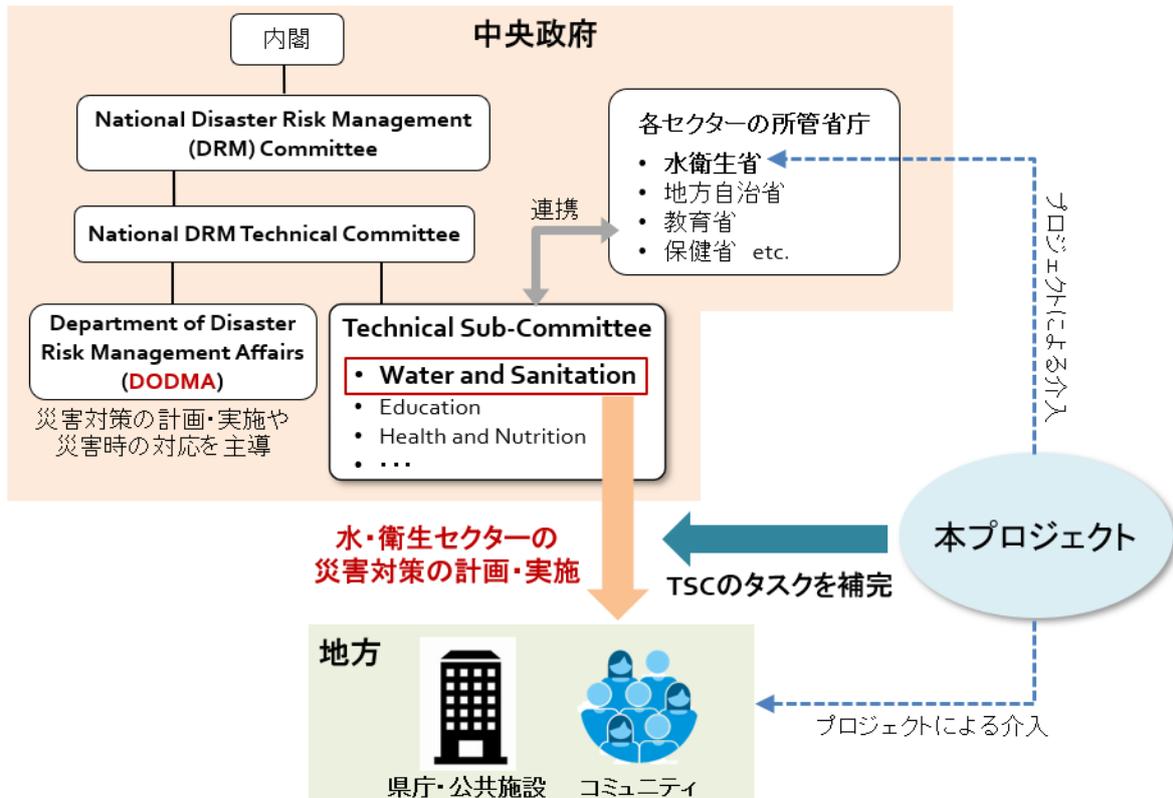


図1 マラウイ国の防災政策に係る枠組みと本事業のアプローチ  
(マラウイ政府文書を参考に JICA が作成)

### (7) 他ドナーとの連携・調整

現在マラウイでは水・衛生および関連セクターにおいて本事業と関連性のある他ドナーによる事業が実施されている。

世界銀行 IDA は、Malawi Water and Sanitation Project-1 (MWSP-1) における組織強化コンポーネントとして、政策・計画立案、水衛生セクター規制機能の構築を含む技術支援を実施する計画であり、ここには水道施設基準・設計マニュアルの策定支援、衛生施設基準・設計マニュアルの策定支援、および水衛生投資計画の策定支援が含まれる。本事業で策定するガイドラインはこれらのマニュアル類と整合を取り、かつ、災害への強靱性の観点から補完するものになるよう、両事業間で連携を図る。

UNICEF はこれまでに“National Sanitation and Hygiene Strategy (2018-2024)”、“National Water Policy (2023)” および“National School Standards and Guidelines”等の策定を支援し、現在も WASH インフラ整備や衛生向上に係る能力強化および啓発活動等の支援を行っており、本事業ではこれらの取り組みとの

連携を検討する。

上記以外にも、本事業に関連する水・衛生セクター及び他の関連セクター（防災、保健、教育 等）の機関・団体等の取り組みを確認して必要な調整を行うとともに、連携の可能性を検討する。

#### （８）住民への啓発活動に関する検討

本事業で策定するガイドラインには災害に強靱な水・衛生施設の設計方法等を含める事を想定しているが、地域の衛生状態を改善・向上させるためには、施設整備だけでは不十分であり、住民一人ひとりの衛生に対する意識と行動の変容が不可欠である。マラウイ政府や自治体も様々な衛生啓発活動を実施しているが、そのような介入が終了すると住民の力だけでは活動が継続されないケースがあることも課題とされている。本事業ではコミュニティの特性を調査・把握するとともに他事業での教訓なども踏まえ、各コミュニティに合った持続性のある啓発活動の方法を検討する<sup>4</sup>。

#### （９）DX の検討

災害の予防および発生時の対処において、情報管理の徹底は重要な要素の一つである。水・衛生施設の維持管理業務や災害時における関係者間の連絡、コミュニティへの情報展開等を効率的に、また迅速かつ正確に行えるようにするためのデジタル技術の導入を検討する。

#### （１０）業務工程

本事業の事業期間は３年間で予定しているが、パイロット事業においては施設の建設後に維持管理も行って運用上の教訓や留意点を抽出してガイドラインに反映することを想定しているため、維持管理期間を可能な限り長く確保する必要がある。このため、パイロット施設の完工までのプロセス（サイト選定、施設設計、資機材調達、施設建設 等）を最小限の期間で実施できるよう、効率的な業務工程を検討する。

#### （１１）気候変動対策に資する計画

本事業の実施によって、将来の気候変動により激化すると予想される洪水に対して強靱な水・衛生施設およびサービスに係る計画が策定されることから、気候変動対策（適応策）に貢献する可能性がある。ガイドラインおよび優先プロジェクト

---

<sup>4</sup> 住民に対する効果的かつ持続的な衛生啓発について、プロポーザルで提案してください。

トリスト／実施計画の策定においては、気候変動対策の観点でリスク分析および裨益効果の推定を行うこととする。

#### (12) 人間の安全保障の視点を取り入れた計画

人間の安全保障は、人々を脅威から守り、一人ひとりの人間が可能性を実現する機会と選択肢を手にし、自ら脅威に対処できるようになることを目指している。人間の安全保障の概念を取り入れた ODA の実施は開発協力大綱（2023 年 6 月閣議決定）でもうたわれている。

本事業は、安全な水や衛生施設へのアクセスが欠乏し、水系感染症に脅かされたり、洪水によってインフラが破壊されることで衛生的な生活が損なわれるという「脅威」から人々を守るため、感染症や災害の観点での水・衛生改善に係る計画策定を行うとともに、住民への衛生啓発活動等によって対処を行うことを目指している、人間の安全保障の視点を取り入れた事業である。

ガイドラインの策定にあたっては、人間の安全保障の取組において重視すべき視点である「原則」のうち、感染症の流行や洪水等の災害に脆弱な立場に置かれた人々の視点を大切にする「人びと中心」、マルチセクトラルアプローチによる「包括性」や、気候変動の影響などのダウンサイド・リスクに対応する「予防指向」を考慮する<sup>5</sup>。

#### (13) JICA 調査団員との連携

本プロジェクトの成果 1 については、受注者と、JICA が直営で派遣する調査団員が連携して業務を実施する。直営調査団員は、プロジェクト開始後すぐに合計 4 か月程度、短期出張ベースで現地入りし、受注者と連携して現状の把握を行う。直営調査団員は、受注者に対して必要なアドバイスを行う。その後は、直営調査団員の派遣はモニタリング調査団の形での極短期の出張ベース以外は想定していない。詳細は別紙「(参考) 別途派遣する専門家等の業務内容」のとおり。

### 第 4 条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

---

<sup>5</sup> マラウイ国の水・衛生に関する、人間の安全保障の視点に立った「脅威」と「ダウンサイドリスク」の分析方法について、プロポーザルで提案してください。

- ① 成果1「水・衛生施設の現状および水系感染症や洪水への対策に関する既存の計画等を調査・把握することで、水・衛生施設整備に係る優先プロジェクトリストが策定される」に関する活動

(目的)

マラウイ国内において水系感染症や洪水に特に脆弱とされる中部および南部地域において、このような災害の発生状況や水・衛生施設への影響、現行の政策や対策実施状況等について現況調査を行い、水・衛生の改善のために必要性の高い支援を優先プロジェクトとして取りまとめる。

(活動内容および留意点)

活動 1-1：水系感染症や洪水の発生状況、被害状況の調査

(調査対象地域における過去数回の水系感染症及び洪水の災害イベントについて被害者数や被害範囲等を調査する。)

活動 1-2：水・衛生施設の現状（施設の種類や状態、維持管理状況等）の調査

(調査対象地域を訪問して水・衛生施設の状況を確認するとともに、それらの施設の整備や運営・維持管理、また、衛生状態の維持・改善や災害時の対応等に関して課題となっていることをヒアリングする。)

活動 1-3：既存の水・衛生改善に係る政策や計画の調査

活動 1-4：既存の水・衛生施設設計および維持管理に係るマニュアルの調査

活動 1-5：既存の水系感染症および洪水への対策・管理計画の調査

活動 1-6：上記調査・情報収集の結果およびマラウイ国政府の優先事項を踏まえた水・衛生施設整備の優先プロジェクトリストの作成

(成果1における一連の調査結果をふまえ、水・衛生改善に係る対策が優先的に必要とされるプロジェクトを選定するためのクライテリアを検討し、その抽出結果を優先プロジェクトリストとする。なお、このクライテリア設定や優先プロジェクト抽出のプロセス自体もガイドラインに反映するため、他の地域でも適用可能な手法となるよう留意する。)

- ② 成果2「水系感染症および洪水に強靱な水・衛生施設および水・衛生サービスに係るパイロット事業が実施される」に関わる活動

(目的)

ガイドラインに反映させる留意点や教訓を抽出するために、優先プロジェクトリストの中から3~5つ程度を抽出し、パイロット事業として実施する。

(活動内容および留意点)

活動 2-1 : パイロット事業の対象とする施設の抽出

(パイロット事業はガイドラインの作成のための情報抽出を目的とすることに鑑み、活動 1-6 で作成した優先プロジェクトリストの中から適切なプロジェクトを 3~5 つ程度選択し、パイロット事業とする。)

活動 2-2 : 水系感染症および洪水に強靱な水・衛生施設の設計・施工計画の作成、ならびにパイロット施設の設置

活動 2-3 : パイロット施設における運営・維持管理の試行

(建設したパイロット施設において現地関係者による体制を構築し、運営・維持管理を半年以上行う。)

活動 2-4 : パイロット事業を通じた水・衛生施設の設計、施工、運営・維持管理上の課題の抽出

活動 2-5 : パイロット事業を通じた関係機関に対するトレーニングの実施

(トレーニングの対象は、パイロットサイトがある県/市の関係職員や同地域を所管する水道事業体、水・衛生施設の施工や維持管理に関わる民間企業等が想定される。)

活動 2-6 : コミュニティに対する平常時および洪水発生時の衛生行動に関する啓発活動の実施

パイロット事業対象地で実施するトレーニングの想定規模は以下のとおり。

目的	活動 2-5 において、感染症や洪水といった非常時の対応に係るトレーニング、衛生啓発活動を実施することで災害に強い WASH 施設の活用を促進する。
実施回数	3 回 x パイロット事業サイト数 (3~5)
対象者	同地域の自治体組織 (防災、保健含む) や水道事業体、コミュニティ
参加者数	30 人程度/回を想定
開催日数	1 日間/回
実施場所	パイロット事業対象地の施設における実地研修
実施形態	対面

- ③ 成果 3 「優先プロジェクトリストが最終化され、水系感染症および洪水に強靱な水・衛生施設整備および水・衛生サービスに係るガイドラインが策定される」に関わる活動

### （目的）

パイロット事業を通して得られた水・衛生の改善に係る知見や教訓をふまえ、ガイドラインを策定するとともに、優先プロジェクトリスト及び優先プロジェクトの実施計画を更新・策定する。

### （活動内容）

活動 3-1： 成果 1、2 の調査および活動結果を反映した水・衛生施設整備および水・衛生サービスに係るガイドラインの策定

活動 3-2： 優先プロジェクトの実施計画の策定

（活動 1-6 で作成した優先プロジェクトリストを成果 1・2 の活動結果をふまえて更新するとともに、予算計画やスケジュール等を含む実施計画を策定する。）

活動 3-3： 優先プロジェクトが実施されるよう、策定したガイドラインおよび優先プロジェクトの実施計画をパイロット地域以外の自治体や水道事業体、開発パートナー等に共有する

## （2）本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

## （3）その他

### ① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスタ

ーデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

## ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

## ⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

## ⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』  
 (特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

本業務で作成・提出する報告書等及び数量は以下のとおり。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	契約締結後 3 カ月以内	英語	電子データ	-
業務進捗報告書①	プロジェクト開始から 12 カ月後	日本語	電子データ	-
		英語	電子データ	-
業務進捗報告書②	プロジェクト開始から 24 カ月後	日本語	電子データ	-
		英語	電子データ	-
プロジェクト・ブリーフノート	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部 (日本語・英語合わせて格納)
		英語		
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2 部
		英語	製本	6 部
		CD-R (日本語・英語併せて格納)		1 枚

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

## (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

## (3) 業務進捗報告書及び事業完了報告書

- ① 要約
- ② プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ③ 業務の実施手法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由等）
- ④ 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- ⑤ 技術移転の成果（当該期間の成果達成状況、成果品等について概要を説明）
- ⑥ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制、技術移転や啓発活動上の工夫等）
- ⑦ アウトカムの達成度
- ⑧ インパクトの達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)業務フローチャート

(イ)詳細活動実績（Plan of Operation に活動実績を記入したもの等）

(ウ)人員計画・実績（最終版）

(エ)研修員受入れ実績

(オ)啓発活動実施実績

(カ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(キ)合同調整委員会議事録等

(ク)その他活動実績

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) ガイドライン
- (2) 優先プロジェクトリストおよび優先プロジェクト実施計画

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	水質分析	成果1に係る調査対象地域（20県／市程度）の生活用水の水質分析（約10項目×3～5サイト程度）	約800サンプル	定額計上
2	パイロット施設建設	3～5サイトにおける水・衛生施設の建設に係る設計、資機材調達、施工の業務 （1サイトにつき複数種類の水・衛生施設を組み合わせる。現時点で想定される施設の種類については別紙の案件概要表「3. 事業概要（6）」を参照のこと）	一式	定額計上

## 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名： マラウイ共和国

案件名：（和名）水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生計画策定プロジェクト  
（英名）The Project for Formulation of Resilient Water, Sanitation and Hygiene (WASH) Implementation Plan against WASH Related Diseases and Floods

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における水・衛生セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

マラウイ共和国（以下、「マラウイ」という。）はアフリカ南部に位置する人口 2,041 万人（2022 年、世界銀行）の国である。同国における基本的な飲料水供給サービスにアクセスが可能な人口は約 72%（出典 WHO/UNICEF Joint Monitoring Program for Water Supply, Sanitation and Hygiene (JMP)、2022 年）、基本的な衛生サービスにアクセスできる人口は 50%未滿（出典：同）に留まり、不十分な衛生状態により毎年約 3,000 人の 5 歳以下の子供が死亡している（UNICEF, 2018）。また同国では断続的に水系感染症であるコレラのアウトブレイクが発生している。2023 年 3 月には、既に全国でコレラアウトブレイクが発生していた状況下、同国の二大都市のひとつであるブランタイヤ市を含む南部地域を中心に大型サイクロンによる豪雨に見舞われた結果、同地域は土地が平坦で海拔が低いことから大規模な洪水災害に発展し、コレラ感染者をさらに増加させる要因となった。このような災害に対応するため、同国では国家災害リスク管理政策（National Disaster Risk Management Policy, 2015 年）において災害対策の枠組みや優先事項等を定め、さらに 2023 年には既存の防災関連法を見直す形で災害リスク管理法（Disaster Risk Management）を施行した。一方、水・衛生の観点では、災害に耐性のある水・衛生施設の整備計画やサービス基準が無いことや、それらの計画・実施のための予算が不足していること等の要因により、災害発生時の被害の縮小を図れていないことが課題となっている。

かかる状況をふまえ、マラウイ政府は、水・衛生の改善を国家開発における優先課題として取り組むべく、2022 年に水衛生省下に Department of Sanitation and Hygiene を新設した。その取り組みの一つとして、我が国に対し、感染症や自然災害に脆弱な地域における水・衛生施設の改善計画に係る技術協力の要請があった。

（2）水・衛生セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）における本事業の位置づけ

我が国の「国別開発協力量針」（2018 年）における基本方針では「近年顕在化しつつある気候変動や都市化への対応に対しても支援を行う」としている。また、「マラウイ共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2024 年）では「洪水被害を受けやすい地域にインフラを設置する際には災害リスクを考慮した計画、設計、施工を行う必要がある」としており、本事業はこれらの方針や分析に合致する。また本事業は、水・衛生に関するインフラおよび組織の強靱化を図ることで、水因性疾患の低減ならびに洪水など気候変動に起因する自然災害へのレジリエンス強化にも寄与することから、JICA グローバルアジェンダ 19「持続可能な水資源の確保と水供給」で掲げる課題「人間の安全保障」および「気候変動適応策」に通ずる。さらに本事業は、2022 年 4 月に開催された「第 4 回アジア・太平洋水サミット」において日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」にも貢献する。また本事業は、「仙台防災枠組 2015-2030」の「優先

行動 1 「災害リスクの理解」、「優先行動 2 災害リスク管理のための災害リスク・ガバナンスの強化」および「優先行動 3 強靱性のための災害リスク削減のための投資」並びにグローバルターゲット「d. 医療・教育施設などを含む重要なインフラと基礎的サービスへの災害被害を軽減する」の達成に寄与する。

さらに、本事業は SDGs ゴール 6「すべての人に安全な水とトイレを」およびゴール 13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献し、ひいてはゴール 3「すべての人に健康と福祉を」およびゴール 11「住み続けられるまちづくりを」にも寄与すると考えられる。

### (3) 他の援助機関の対応

世界銀行 IDA は、Malawi Water and Sanitation Project-1 (MWSP-1) において、ブランタイヤ都市圏における水供給と衛生サービスへのアクセスを向上し、ブランタイヤ水道公社の運営財務の効率性を高めることを目標とする支援を行っている。同事業では、組織強化コンポーネントとして、政策・計画立案、水衛生セクター規制機能の構築を含む技術支援を実施する計画であり、コンサルタント調達を開始する段階である。同コンポーネントでは、水道施設基準・設計マニュアルの策定支援、衛生施設基準・設計マニュアルの策定支援、および水衛生投資計画の策定支援が含まれる。

UNICEF は、政府の SDG6 目標達成に向けた WASH インフラ整備の支援を行っている。また、“National Sanitation and Hygiene Strategy (2018-2024)”、“National Water Policy (2023)” および “National School Standards and Guidelines” 等の策定を支援した。UNICEF は、マラウイ政府の WASH クラスターの支援を通じて、非常時や災害時における脆弱者への WASH サービス提供を促進し、地方レベルの連携の改善により災害対応の準備体制の強化を図っている。

AfDB は、タンザニアの Mtwara 港につながる回廊開発計画(含タンザニア、マラウイ東部、モザンビーク北部、ザンビア東部)において、マラウイのカタベイとその周辺を対象に 15 百万ドル規模で給水施設の整備、衛生面の向上、能力強化にかかるプロジェクトを実施中である。

インド輸出入銀行はブランタイヤ市において取水施設の新設および浄水場の拡張にかかるプロジェクトを実施予定である。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、マラウイ国において、水系感染症および洪水に対し強靱な水・衛生施設およびサービスに係るガイドラインの策定、ならびに優先プロジェクトとその実施計画の策定を行うことにより、ガイドラインが実際に活用され、住民の安全な水および衛生施設へのアクセス率の向上、水系感染症および洪水に対する水・衛生サービスの強靱性の向上に寄与するもの。

### (2) 事業実施期間

2025 年 4 月～2028 年 3 月を予定（計 36 カ月）

### (3) 事業実施体制

1) 主たる実施機関：(和名) 水衛生省 / (英名) Ministry of Water and Sanitation  
水衛生省は主たる実施機関としてマラウイ国側負担事項の実施、関係機関との調整等を行う。本事業に参画する部局は以下のとおり。

- ・ 衛生局 / Department of Sanitation and Hygiene
- ・ 給水サービス局 / Department of Water Supply Services
- ・ 政策・計画局 / Department of Policy and Planning

## 2) その他の実施機関：

### ①地方の関係機関（パイロット事業への協力、参画）

- ・パイロット事業の対象となる地域の県庁・市庁
- ・パイロット事業の対象となる地域を所管する水道事業体

### ②関係省庁（本事業への情報提供および活動における連絡調整）

- ・保健省／Ministry of Health
- ・教育省／Ministry of Education
- ・地方自治省／Ministry of Local Government, Unity and Culture
- ・内閣府災害管理局／Department of Disaster Management Affairs (DODMA), Office of the President and Cabinet

## (4) インプット（投入）

### 1) 日本側

#### ① 調査団員派遣（合計約 60.70P/M）： ※詳細計画策定調査時の想定

- ・水・衛生計画
- ・水系感染症リスク分析
- ・防災計画
- ・施設設計・施工
- ・人材育成計画
- ・衛生啓発／ジェンダー／業務調整
- ・DX 計画
- ・JICA 水・衛生アドバイザー（人月外）

#### ② パイロット事業実施にかかる費用負担

### 2) マラウイ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② プロジェクトの実施に必要なデータの無償提供
- ③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ④ パイロット事業で建設される施設等の維持管理のための要員配置

## (5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

パイロット事業の対象地域数は、本事業開始後の調査結果次第で変更の可能性があるという条件付きで、自然、社会条件の異なる3箇所とすることをマラウイ国側と合意した。また、地域の選定に係る調査の対象範囲は中部地域および南部地域とした。なお、パイロット施設としては、給水分野では雨水利用設備および小型のろ過設備の設置、管路給水施設の部分的な補修、また衛生分野では、学校や保健施設、マーケットセンター等におけるトイレの設置・改善等が想定される。

## (6) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

現在実施中の技術協力「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」ではマラウイ各地の水道事業体職員に対し研修を行うことで維持管理能力の強化を図っており、この研修を受けた職員が本事業に参画することで、施設維持管理面での知見共有を図れる。

隣国のザンビアで実施中の地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）「下痢リスク可視化によるアフリカ都市周縁地域の参加型水・衛生計画と水・衛生統計プロジェクト」では、住民自身による主体的な衛生改善活動を通じた下痢リスクの評価・改善手法の確立を目指しており、その手法を本事業における衛生啓発活動でも活用することが可能と考えられる。

また、国際 NGO の WaterAid とタンザニア、マダガスカル、ネパールの 3 か国で実施した「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善に関する情報収集・確認調査」では学校や保健施設における水・衛生施設の改善および衛生啓発をしており、ここで得られた知見や教訓は本事業に適用できる。

## 2) 他開発協力機関等の援助活動

本事業で策定するガイドラインは、世界銀行が策定を支援する水道施設基準・設計マニュアル、衛生施設基準・設計マニュアル、および水衛生投資計画と整合を取り、かつ、災害への強靱性の観点から補完するものになるよう、両事業間で連携を図る。また、本事業で策定する優先プロジェクトリスト及びその実施計画については、策定段階から水分野のマラウイ国関係機関及び開発パートナーの協議体であるセクターワーキンググループに共有することで様々なステークホルダーの意見を反映し、強靱な水・衛生施設の設置に向けた資金動員を図ることとする。

## (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：本事業の実施によって、将来の気候変動により激化すると予想される洪水等の災害に対して強靱な水・衛生施設の整備計画を策定することから、気候変動対策(適応策)に貢献する可能性がある。また、本事業は、水・衛生施設の整備、行政および水道事業体等の災害対応能力強化、ならびに人々の衛生状態改善に寄与するという観点から、災害リスク低減、水資源と水供給、人々の健康の分野において気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と矛盾がないものである。本事業の気候変動対策(適応策)としての裨益人口は 15.3 百万人(調査対象地域となるマラウイ国中部及び南部地域の人口。出典：マラウイ国統計局、2018年)と推計される。

### 3) ジェンダー分類：GI(S) ジェンダー活動統合案件

#### <活動内容/分類理由>

調査にて、C/Pの体制は中央・地方ともにジェンダーバランスがほぼ平等であるものの、学校のトイレに月経衛生への配慮が無いため女子生徒がドロップアウトしてしまう問題が広く聞かれ、実際に学校のトイレは非常に不衛生、またドアや窓が外れているなど不安全な状態が多く観察された。このような課題の解決への取り組みとして、パイロット施設は女性の利用を考慮した設計とすることとし、本事業で策定する「水・衛生施設整備および水・衛生サービスに係るガイドライン」において、女性の生活様式や社会背景を踏まえてジェンダーの視点を組み入れることにマラウイ側と合意したため。なお、トレーニングやコミュニティ啓発において女性の参加を促進することにも合意している。

## (8) その他特記事項

マラウイ国の国家災害リスク管理政策では各セクターの災害対策を計画・実施するための災害リスク管理技術小委員会(Technical Sub-Committees)が定義されており、水・衛生分野(Water and Sanitation)の小委員会も組織されている。本事業はこの小委員会の活動の支援を行う位置づけで実施することで、同国における本事業の成果の展開を図ることとする。

#### 4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）  
マラウイにおいて、住民の安全な水および衛生施設へのアクセス率が向上するとともに、水系感染症および洪水に対する水・衛生サービスの強靱性が向上する。

(2) アウトカム（事業完了後3年以内）  
マラウイ国において「水系感染症および洪水に対し強靱な水・衛生施設整備および水・衛生サービスに係るガイドライン」が実際に活用される。

(3) アウトプット（事業完了時点）  
成果1：水・衛生施設の現状および水系感染症や洪水への対策に関する既存の計画等を調査・把握することで、水・衛生施設整備に係る優先プロジェクトリストが策定される

成果2：水系感染症および洪水に強靱な水・衛生施設および水・衛生サービスに係るパイロット事業が実施される

成果3：優先プロジェクトリストが最終化され、水系感染症および洪水に強靱な水・衛生施設整備および水・衛生サービスに係るガイドラインが策定される

#### (4) 調査項目

##### 【ステージ1：現状調査】

- 水系感染症や洪水の発生状況、被害状況の調査
- 水・衛生施設の現状（施設の種類や状態、維持管理状況等）の調査
- 既存の水・衛生改善に係る政策や計画の調査
- 既存の水・衛生施設設計および維持管理に係るマニュアルの調査
- 既存の水系感染症および洪水への対策・管理計画の調査
- 上記調査・情報収集の結果およびマラウイ国政府の優先事項を踏まえた水・衛生施設整備の優先プロジェクトリストの作成

##### 【ステージ2：パイロット事業】

- パイロット事業の対象とする施設の抽出
- 水系感染症および洪水に強靱な水・衛生施設の設計・施工計画の作成、ならびにパイロット施設の設置
- パイロット施設における運営・維持管理の試行
- パイロット事業を通じた水・衛生施設の設計、施工、運営・維持管理上の課題の抽出
- パイロット事業を通じた関係機関に対するトレーニングの実施
- コミュニティに対する平常時および洪水発生時の衛生行動に関する啓発活動の実施

##### 【ステージ3：計画策定】

- ステージ1、2の調査および活動結果を反映した水・衛生施設整備および水・衛生サービスに係るガイドラインの策定
- 優先プロジェクトの実施計画の策定
- 優先プロジェクトが実施されるよう、策定したガイドラインおよび優先プロジェクトの実施計画をパイロット地域以外の自治体や水道事業体、開発パートナー等に共有する

#### 5. 前提条件・外部条件

##### (1) 前提条件

マラウイ側の投入が予定通り実施される。

パイロット事業の実施に対して、対象地域住民や外部団体等が反対しない。

(2) 外部条件

感染症や洪水、治安の悪化等の要因によりパイロット事業が制限されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

無償資金協力タンザニア国「タボラ州水供給計画」(2013-2016 年)では、対象地域内の村落井戸が広範囲に点在しており、要員や予算の不足により定期巡回が難しい状況にあったため、実施機関では村落住民組織との電話連絡網を整備し、スペアパーツ販売店の情報を住民組織に共有することで、住民組織が自らスペアパーツの調達を行える環境を整備した。この仕組みによって故障時の修理が円滑に実施できるようになり、給水施設の高い稼働率の維持に貢献する結果となった。

本事業ではパイロットサイトで水・衛生施設を建設し維持管理の試行を予定しているが、その中でスペアパーツの入手や保管等の方法も検討し、ガイドラインに反映させることとする。

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家等の業務内容

<担当の分野>

水・衛生

<派遣の目的>

- 本事業の成果1に関し、調査対象地域（マラウイ国中部地域および南部地域の20県／市程度）における現況調査を通して同地域の水・衛生に関する課題を調査・分析し、優先プロジェクトの整理およびパイロット事業対象サイトの選定を行う。
- 本事業の評価の枠組み（ベースライン／エンドライン調査で確認すべき事項、評価指標等）を検討する。
- 本事業の結果を研究成果として対外発信するため、研究手法の検討やデータ収集を行う。

<活動内容>

- ① 本事業の成果1に関連する以下の業務につき、コンサルタントと協力して実施するとともに、本事業の詳細計画策定調査の結果や類似案件の教訓等もふまえてコンサルタントに助言を行う。
  - 調査対象地域における現況調査を計画・実施する。
  - 各県／市の水・衛生に関する課題を調査・分析するとともに、パイロット事業対象サイトの決定のための選定条件を検討し、パイロット事業対象サイトの決定に協力する。
  - 現況調査（ベースライン調査）の結果をもとに本事業の評価の枠組みを検討する。
- ② 本事業に関する論文執筆のための研究手法の検討およびデータ収集を行う。

<従事期間>

2024年4月～9月

この期間中、約2か月間×2回の現地業務を想定

<期待される成果>

- パイロット事業の結果をガイドラインに反映することを念頭に、必要なデータや教訓が得られるよう最適なパイロットサイトが選定される。
- 本事業の評価の枠組みが構築される。

- 本事業の結果が研究成果として对外発信される。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：給水・衛生分野の施設計画・設計

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：アフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年4月～9月頃	調査対象地域（約20県／都市）における現況調査 優先プロジェクトリストの策定
2025年10月～2026年6月頃	パイロット施設の計画、設計
2026年7月～2027年12月頃	パイロット施設の建設、運転・維持管理 自治体・水道事業体・民間セクター等への研修実施 コミュニティへの衛生啓発実施
2027年4月～2028年1月頃	ガイドラインの策定、優先プロジェクトリストの更新 及び実施計画の策定
2028年2月3月頃	マラウイ国内ステークホルダーへのプロジェクト成果の共有

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 60.30 人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ34回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 水質分析
- パイロット施設建設

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- マラウイ国水資源アドバイザー 専門家業務完了報告書（2019年1月）
- 詳細計画策定調査報告書
- R/D

## 2) 公開資料

- マラウイ国南部アフリカ地域 防災プロジェクト研究ファイナルレポート（2022年3月）：  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_400\\_12369351.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_400_12369351.html)
- マラウイ国水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト最終報告書（要約版）（2014年12月）：  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019066.html>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**291,513,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （4）定額計上について

本案件は定額計上がありません（119,734,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	水質分析	第2章 特記仕様書案 第4条2.（1）①	2,500,000円	調査費一式	再委託

2	パイロット施設 建設	第2章特記仕様書第4条 2. (1) ②」	117,234,000円	資機材調達を含む建設費用一式	再委託
---	---------------	--------------------------	--------------	----------------	-----

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  
  2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
    - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
      - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）行いません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
      - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上